改正三河後風土記

抄

第
第
閲覧券三
閲覧年月日 昭和 年 月 日
請求番号
閲覧場所 文書課
210
ナ
1-16A

改正三河後風土記巻第拾六

目録

一 三遠両国曜流行ノ事 永井伯八郎ノ事
一 佐橋甚五郎ノ事
天正五年丁丑
一 小俵氏政妹甲州入輿ノ事 八切大助ノ事
同六年戊寅
一 田中四安橋須賀軍ノ事
同七年己卯
一 台徳公御誕生ノ事 宝蓮院殿ノ事
一 菊山殿凶悍ノ事 信康君極刑ノ事
一 信康君菊山殿御生害ノ事 本岩親吉忠言

A210
~~1-85~~
ナ
~~H-131~~
1-16A
愛知県文化会館
昭 33.7.30 和
35959

之事

一 小牧長久手両度ニ三軍山伏出之事

一 豫州拝領ニ為城ニ伊予退口之事

一 今川氏真養蓮ニ為遠州下ル軍事

天正八年ニ庚辰

一 天王寺攻軍ニ為国用坂軍之事

一 三天神城兵糧授ケ甲州ニ為参候武士

之事

同九年ニ辛巳

一 高天神落城之事

後正三河後風土記巻第拾六

二遠両国濯流ニ付永井伝八郎

之事

天正四年ニ丙子の夏の始より三州遠州の地ニ風流ニ濯を始て流行し、なり

其始は市中高人のよりもおう夏の暑を凌人の夕方より涼なるに五人十人

なり集り濯し濯し我見物なるに

年頃ニ男女と濯出るは傍山伏も通り

傍ニ有ル共ニ見る事ニ月夜なれば月明ニ

ニして通り時過るは提灯松明と

なく夜を定とせしく躍深くなく
農民とおなじく躍をなす武士と
同く隊を作り躍を陳ず躍を近日の
風俗とす始は白布の浴衣を着く
躍しの後は衣裳も金銀の招箱
後羅を付る繻子金襴を綿巻とす
思ひくの美麗を尽し風流をなす
百姓町人若男女躍をなす信濃者ハ
歩行若く極貧無乏の大体この踊を
めてなす事歟なるべし日く夜ゝ踊を
のみ市場せしに若踊ゝ

踊を思ふ叶ハぬ人ハ自ら材数しなハ
後ハ婦人繍を取ハ金銀を鏤め
日く夜く士民是なる財宝を費し
たり心ある御家人ハ先年公ハ氏ハ
踊を好ミ士民も家業を忘れ躍り
財宝を費しける程に世ハ八分備
廃せし後ハ一度の家
武田信玄駿州を
奪取り大国を坐付駿州を其国ハ
入まるハ年ハ後ハ後年の
戒め殷鑑遠からず御心得なるべき
ものなりと諫るとのもかるし此小三州

若藻郎大須より呼寄へうけし僧の
中より十四五ばかりなる容顔美麗なるの
玉殿童くらべ風姿なとやうなるものは
書林柳の家を合こと多し秀童詩
此美童大敵をうけ甚哀なる艶
物なるの天人とはいふ可しなれは天上
より新面をつくり設せし者はなう色
信濃若彼童の美麗なる郷も甚驚
感能なりしかは迎くなく仲者の
子なりと問ハせるは大須の長四年者の
子なりと答る其親元下の者の

信濃若源く愛のひ迎の僧を
其親の者より乞て大須より仕をせ
長四年者の（注者の重元と記伝法の次第や系譜の研究之ゝ
書系と長四郎年氏は兄弟なれは紀氏の此）
彼は世俗者此世
家富饒なる
能役者なる藻童を習ハせるとく京より
了此なるさくしくしく藻物なハゝとと
れ演書の習部童とく嵐なハ湯り
器用なりとゝ名は信濃若源ひの
物ふは古民の子此人古者なる者

りくさる、へしと頼みし由噂にて召出され
修八嘉勝と名乗りしが嘉勝宗安黄藤
のみならず武才能拔群にして
文字紹略を備へけれは思しより君寵
深かりけり信康君御自害有し後には
浜松にて召出され仕へける小長田といふ
苗字は源家にかのそては不吉なりとて
由縁によりて永井修八と召され天正十二年
長久手の戦の時修八廿二才にて池田勝入を
討取られて名高し後は永井右近大夫とて
下総古河の城主たりしハ此修八がことなり

けり　藩翰譜編年

佐橋甚五郎か事

其頃信康君近く召仕はれし者に佐橋
甚五郎といふ者ありて若者の器量といひ若者の
能者なりしかば召さいまして此者いか
なる然なしけるや同役の近臣を討果し
しかば出奔して遠江の山里へ
逃れて蟄居せしが今度武田勝頼より
遠州小山の援兵として二百余騎　甚
大将なりしは甘利三郎次郎とて当年
十七歳なる悠哉若年にてましたり甚五郎

必ずしも少て高き須松へ登り付給小山の
加賀大將甘利を討ん為へ一其辺に
陣し給を詳さる〜と雖も〜敵を
求め甘利の方へ奉公に出たり高家の元家
恰恰にて甚上首を〜〜須々見へ甘利
大に驚き一部附高五郎の孫を招と
一首を吟せ少なく眠りを高家
打こと〜よ〜と首討て須松へ帰来
せ〜は不須場り所家人よりも見たり
さ〜とも高家よりは先に回収を討て
立退〜は伝家者に怒解し

神君と又彼甘利の窺見を変なく
眠り一首を討れは人情に前不仕仁
なほ者迚出家致もなきは高五郎
心安く又須松を返事一訳清紀
さり〜う後は朝鮮出陣の時長の
者に相解人素聘の時三度に加り
来り〜を　神君御見知の者一移れ
文色せんりと勧せ〜も其身は深なく
帰国せ〜めら〜者て〜と

編年後国後の
源頼朝後の著者と
義朝の御一代の軍の時は〜〜敵陣なりさ〜と
義朝の御一代の軍の時は〜〜敵陣なりさ〜と
義朝の御一代の軍の時は〜〜敵陣なりさ〜と

小田原氏政妹甲州入輿付ケ切大記

天正十五年丁亥ヨリ移リ給ヒ織田信長卿ハ去年ノ十一月大納言ヨリ内大臣ヨリ右大将ヨリ
歴官昇進ナリ給ヒ甲州方ヨリハ氏政ヲ
頼ミ入ント去ル年結縁ノ仮婚ヲ遂ケ給ヒ
小田原ヨリ送リ氏政ヲ送リ致ス大方ハ
急角婚者一日ト早ク婚儀ヲ行ハレン
ヨリ急ギ給ヒケル氏政ヲ御迎ノ為ノ
ナリ織田家ヲヤ憚リ給ン今年迄ハ
延引ナリケルト武田方ヨリ頼ヨリ使者

ヲ遣シ給ヒ今年正月下旬ヨリ
小田原ヨリ入輿ナリ早朝内通物語ヲ
又八郎叔母ヲ輿添ヘテ遣ハ
婚儀ハ行ハレ両家会釈ノ盃ヲ
ケ給ヒ甲州ヨリモ相州ヨリモ使者ヲ
派ス一其中ニ高坂弾正ハ長篠ノ後
三年目方ヲ役ヲ心安ク家入ナリ
小田原ヨリハ輿入ナリ申シ悦ヲ
弾正ハ急角武田家長久ヲ思ヘハ北上
遠信ヲモ和睦シ入ハ氏政ハ
安心ヲ〻シ沐シ給ヒ勝頼血縁ノ

極楽寺へ入る遠順寺なるの城郭あり
長坂源助 西奸臣の洋に流れ入る
我と多の二先ゝんと思ひ勢角二万坂の
事を遠ゝ聞き時分を三万坂の思ひと
宮ゝ風ひらを以田中一士民一同小長坂
源助を要る為者共をうけ申 御年譜
五月より遠州の人切る甲州軍勢
大勝百余なる大船風給まる様なるて
湾より日数暮るゝ少へ後は支討留
まるゝ 須賀山小船を以漕ぎ彼船を
奪ひんと漕ぎ寄る大船の中ならば

通ゝ多ゝ流れと敵船岸ゝ打寄て其
方より順風を揚ゝ帆をうけ走り行ゝ先を
追うけ討留んとゝゝ先生より乗を生
寺源斧ゝ遠敵船より死ゝ人味方
少ゝ怪我有る 其方より敵船終了
逃まを去る 此人切ゝ人は後小松院
の御宮より出る 大浪打入て山方の尾谷
打切り入海となる是ゝして汐港の
切口を人切と名付た 安長五年
徳川家御一統の後ゝ此所より関と為ゝ
ゝ切り入るゝ 御書より抜出 長坂赤

[illegible]

十月十三日城介信忠[illegible]

[illegible]

右大臣よりの書状一通を[illegible]十二月

十日小　神君信玄の四位を加階せらるる書

小は右の將を信一の〻[illegible]

田中國安[illegible]軍之事

天正六年戊寅三月

神君駿州を征し給ひ七日溪松を

御[illegible]馬場[illegible]井伊万千代出陣[illegible]

命せらるる万千代出軍十八歳甲冑[illegible]

著始[illegible]

初陣の者[illegible]屬[illegible]

[illegible]木三郎[illegible]

松下和三郎[illegible]

八日先[illegible]駿州志田郡田中の

城を押[illegible]万千代[illegible]

[illegible]城[illegible]天晴の

勇將と[illegible]

[illegible]

九日[illegible]酒井[illegible]

熊谷小一郎、小栗又一郎、城郭を攻め落す、城の守将一條左衛門信龍、付属を没落し、右翼に又一等勇を振い、其を城門に追入れ、信龍も此軍に合して破る、之より郎軍は彼を追い、八巻より横須賀城に入る、大須賀康高、松平軍忠を励し、けるは、天神前城の後、古屋さえ、婦系しく、所領人となる、板田中城、それは、花沢、青木、郎、柳原小平太、松平喜右衛門、松平、敵、小笠原軍と、をめ、火出よ、成て、鉄砲、防ぐ、城へ

柵を破り、外郭に入る、敵、攻入れとする時、城内、一條信龍の、者、逃げ、橋へ、よる、彼、大須賀の、属士、人世、郎、柳原の、属士、中根喜次郎、青木の、属士、る、板田、郎、其外、万、千代の、属士の、勢、を、しく、鉄、入て、一條信龍、必死、と、なり、防戦する、八、勝敗、未だ、らさる、郎、平、陣、の、陶、平、同、世、十郎、郎、として、軍、を、し、橋、しめ、ら、敵、陶、兵、は、早、逃、人、よ、沈、て、る、命、一、同、よ、をめ、し、も、敵軍、兵、を、ん、く、少、一、陶、を、廉、く、は、陶、世、子、く、東、四、の、陣、を

意くして上洛す 新
神君は牧野の城より御馬を納められ
此十三日城後の上杉輝虎入道謙信は
四十九歳にて年は寅年なり小田原
氏康の三男 氏政の弟 氏康物の長年治家勝
を養子とし 氏康物語人国を奪い城後
大なる勢なりも 謙信先一方は心安しと
思ひ 織田家と戦を交へんとて
軍勢を四一けて五月四日
神君は出馬なり又四方の城より攻寄
り 大須賀康国両より進ませ
しも一番小牧を屠り 岐阜坂部又十郎城を
攻め 敵勢押寄り外部を破りしより
帰陣なり 八月八日より三天神の城攻
城下の安川也 出張せ 横須賀より攻寄
押寄せ 坂部又十郎 武田柴田
三十郎 柘植又十郎 荒物東 酒井源部
神君六年 百六拾人 酒井忠次 伏見 城
城を守り 一部より三河地へ帰
敵は思ひよらぬ勢 敵き敗 不
なりて逃るを追ひ 坂部を先 多
る名は其の追討 五十人の首級

討ち殘る城塁を攻こと也南方平八郎
石川日向守久脇部兵部少輔此両人を浜松へ
注進をなすこと大なる御威を蒙り同月廿二日
神君右伯耆君より大井川を越し西中嶋
を刈田せしめらる城将一隊伝兵衛人数を
おし戦を勧る味方桜原に注進なし
久部迄を合し味方追て大軍の形勢
を見て城を根切しこれを追うけ
桜原に注進中根喜次郎注木義九郎ハ
勇戦城内へ入よせんとする戦死して
城門を閉ておさまる味方八深ふか

して竹を用持舟を乗り石川伯耆守
ハ牧野城を御固を納り少援を
大須賀康高ハ百人程を出し川上村
二軍山より言天神の城を攻
横須賀勢一百人不見戦
死し久世坂部注進ハ
言伯ハ十月後頭甲州を出て大井川を
越たるは少々なれは浜松勢と思付宿
本陣ハ十月海を渡り言天神城を
一人城を思て寄手の囲を解て
ハ注進ハ注進ハ

市書を首より至たり信長甚首討
ゝ事を聞て涙を流し給ひ大小所感を書給
十一月二日勝頼小山田右衛門尉を呼寄せ
給へ　神君信長君横須賀迄
御出陣の事大渕御懸陣
三社山の御陣を移さる八千の人数
山麓より御たり勝頼は横須賀の城を
と出てゝ三社山御在陣の内八幡宮坂
の東迄を陣を張る先の小笠原
與八郎小貫右郎兵衛は海を押へ
横須賀を攻る時は城中の大須賀康
光物変に驚き狼狽を十七騎より内八口を開て陣を出る
信長君御自身駆陣迄御出候
一戦をなし給ひ
神君敵入口を城しゝ
下ゝ
ゝは
味方戦
一戦を挑んとせ
陣ゝ
横須賀より酒井左衛門尉

滅ぼし九郎義経又十郎行家を討ち奥州に
首級を討ち出す　神君源氏の故実の
勇功を御感ありて幸の道服を賜ふ
（神君は清和源氏の末裔にて天正十年より遠州の御領国なり）
義経は
十一月廿五日天神より甲府へ入給ふ
神君御父子は海内の三法山より浜松へ
御帰陣ありし　十二月朔日第一の発句
高坂弾正忠昌信（武田信玄の家老）信州海津の城にて
病死せしは是より長坂源邪斎を遣
はし神君御後生をいとなまはるべく怨恨
しとなり

台徳公御誕生付富士院殿御事
天正七年己卯正月の頃蓮華王院
云者夢想の発句を感得し
駿河なる富士の山まで甲斐嶺て
此句思出発句しるべの一付の太刀
揚り其句を買ハせ給ふ　又其頃門前家
正成の義弟に感得せしとて上げる
和歌は
咲花の和泉河内の浦りく
貴人の檜を買ハす米屋
而て同名字しるべ印信の人て浦り

彼〻ハ此親族ニ成ラシカ百日ノ間ニ
家ニ二郎君生ミ給ヘリ
右德院殿大相國ノ御事ナリ遠州
浜地郡濱松ノ城ニテ生ミ給ヒ御
幼名ヲハ長九君ト申御首服加ヘ
タヒテ秀忠公ト申タリ此御母君ハ
於愛殿ト云西郷ノ局ト称シ西郷
清員ノ女戸塚五郎左衛門忠春ノ
嫁ニテ於愛殿ヲ生リ忠春天文廿二年
遠州大敷ノ軍ニ討死ナレハ其妻
如雲殿ヲ伴ヒ勝郷平左衛門尉
嫁ニ如雲殿勝郷ノ家ニテ生ミ給ヒ後
外祖父正勝ノ孫右近ヲ義勝ノ妻ト
シテ男女ノ子一人ツヽ生ミ給ヒ越
後義勝元亀二年三月武田ノ手ノ者ト
戦ヒ討死ナシ給ヒハ如雲殿徳父勝郷ノ
家ニ帰リ給ヒ御生ミ西方ノ叔父
西郷左衛門清員養子トシテ天正
六年ノ春濱松ノ宮ニ参ラセ給フ
西郷局ト申ス今年四月廿日ニ此君ヲ
生ミ給ヒ御母如雲殿八月廿九日ニ
八日ノ内ニ又郷君ヲ産ミ給ヒ此郷君モ

初名福松丸後ハ三位中將兼藤原朝臣
忠右卿と申 おもと殿ハ別宮つれし
男子者と出生の人ハ少し者の業ハ
きこていと見あ家 福ハ[illegible]まししよ天正
十七年五月十九日ハなく失らまぬ
年ハ二歳八ヶ月なりしき 後州ハく
せきをうひ なきハ八歳 後河の親家
寺小姓ていしまを法の道ハ室家院殿
松雲貞樹大姉と申ける
大相國家 市代ハ[illegible]ハく 後ハ市
母上の市事なきハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

[illegible]年 六月 位一位を送らせのし
勅使 [illegible]の 四年ハ第四せ[illegible]
改め 宣旨院ハ[illegible] 位階ハ 官名を
許さ[illegible]の 山城の[illegible]と 官名を
ぬ 山城ハ[illegible] 國の[illegible] 殘[illegible]
[illegible]
しまし[illegible]

葉山殿出懈 付位階官名種々事

神君の方ハ 八川治部大輔義元の家人
岡口刑部少輔親永の女 市母ハ義元の
妹なりしハ 未し 後河の[illegible]

海せ一付義元の仕しうち小の方ハ
定国ハ[illegible]ものしにけり[illegible]三年義元
相撲[illegible]て討死をし後
神君ハ御四頭[illegible]ハ[illegible]
うち小の方ハ松[illegible]ハ[illegible]
けるを因六年の去[illegible]小迫[illegible]
薬師と云[illegible]ハ[illegible]
けるとり此小の方の御腰ハ二郎
佐藤君を生[illegible]又[illegible]
物如小の方ハ悔[illegible]物如のふうく
海しくけるハいつ一御[illegible]

[illegible]くなるものしぬさる船ハ海松
ハ御[illegible]
男君姫君を[illegible]
いとく物おもしろ[illegible]
姫[illegible]さの[illegible]武田女房[illegible]
[illegible]を海松[illegible]

我分こそ[illegible]
[illegible]
[illegible]きのとり其上吾父刑部
[illegible]
[illegible]

思ては思ひ侍よ思のかくり参らせ
わかきめらまほしきを郎云の
一夜に明安きし夏の短夜なれ
秋の八千夜とぞかゝしつるも千夜
袖のうらゝ猶よ夏のんる絶も滝とみ
まの猶は床は涙の海となり唐船も
よせぬ晨し今こそつらくはならせ
ゐよとも一念の悪鬼となりもらく
思ひ知らせ参らせまへし
彩態の如く書つゞり参らせまゐらせ候ハ
浜松よはいとゞ煩しくおそ海しけれ

思ひぬひしなる〳〵し 其後は源氏殿の
後絶しく雲井の隔れたるさへ枝よ
なきふせぬへ八筑紫には其悲働しく
やらん方なくも涙にむかふ六郎佐藤君の
小の方は瀬田女石塔の姫君なり 後姫と申
筑山鐡をしらしき 以後は
佐藤君の以文婦和睦の以後
涙にむかふ娘なしく 出て其名
入交り 彼も後ら云のみ佐ら上文婦の
以下嫁ぬさせたひけるぞいとなく
以心なりあん 小の方姫君生まらひけるハ

須松君御門外の四家人見かたーと
云ひけるを第山殿は是よりて出尚
如一さは出家なく四更婦の節小
悪さはのみ計せのよ其型を年も
又伝蔵君小の方身重くなりをのよ
仁宵はせめて男子なりんと伝蔵君
御ひめ様は須松のいるくと伝せのよ
其月数をて安らかに生のしかく
又姫君なりしかは四院の中ゝも物の
たへなる程なて須松まる四面をなくて
おはしーたるのしとなり

（此姫君二別姫共小宮家名称大姫或姫の小の方）

（なる姫は四方天姫なりの方）第山殿伝蔵君不
允大将たらんは早く男子成誕生ま
れ母ーくらは女なのみ設たるる何の
甲斐の侍ん由るの嘆くて一人の妻
のみを抱きて知る姫は角四方の多く
市妻のて抱ふ計りのんこと思の出め
家の為四条心の者一なくめとうもしくとき
伝くまは伝蔵君も四面の伝聞うと
ゆえ右ーを立うして宮仕の女房四宮出
嘆侍たくひもなのまと者是の第山殿計ら
ハまし其須君の宮人日の大明宮に附う

妻後の女婿母の後より更其家を治る
さまを、之汗思へさまらへ者うしよ此女
容色婉娟ゆゑ太過の美蓋未央の
柳をも欺く美人なり年は二八の盛と
雖山獄ゆゑ其頃は男時の市人
若者せしを全数多よりて
俗家者の門へ集りをらる者を門上
より門をめと云えり其艶色
門前一ようの恩を門移り門義深く
なりゆきは只其方よりみ毎夜通せ
ん門前家を夜の更ふるを
単帳紅閨の門むつこと明るをひしと
答央の食を全然なれは小の方の門
へはいつしか枯くなりしぬ小の方
始の紅は去るなるやう有しと思ひ
とめて通せしかふ門より夜毎
を引ゆは深石丁門始の思ひ
やはせなく恨こちらの俗事者八幡の
小作と云ふ小の方の門より宮仕する
女房の告なりて門方は恨深きゆ
ゑ古物亂きし血れの大祟怒熱息
極央のせく出る小の方の門へ通せ

かくひ小の方のかんのまゝ前よりも甚小性ならく
髪を取り候の下へ置けるに彼ハ夫婦
乃中を妨るくせものなれハ殺せんと
詠乃如く候脇刀抜て振あけしに
切らく捨にける候乃如く入まてうつけのよう
小の方は此候根四を見るに誠に中々
きらくの道よのみ胸せまりい此恩檀那
剛気の大将まて今の世を並ひなき
檀特とよへし昔る武田勝頼さへ一方を
出るも感歎せし程の事ともありしハ候身を忍
我よ勝ることのはなしとの心にと有し

ちかへ一心須は是のみならと恨らしく
暮横雅薦の候根拝のとゝ多く候前後の
衛家人に諫めて旅けり従居無益
音精のもののひしによ鳥一つとりに入らるは
候気を見しかしに掃らせのもの候道よ
一人の須よりゑのもと心道習の菊数原
行かなくしくも候気を患さんと思ひ凡将場
ましく須に行会はは必将烟なしとや
昔行の甚ゆへハ彼者業在者情雖設不生
故宿人中因生佛果と中呪文を唱候
時は甚昔生顔色に余物なりけりとぞ

中をは却はいの坊をめこそ我物語の
妨をなしつゝん今日の御物語はけ坊をを
なんへきそと其頃を出掛て首へ引縄を
つかゝ〳〵力草よくゝつけ其馬よ鞭を
いてゝ馬をたゝせしもは馬ハ彼頃を
いきりて逸足出しゝ我智ハ其頃の
命は息よ絶よかり是ホを始として
神と呼ぶ事ゝ者ハ息ハ討ハなら
きは四人百姓たとと呼息神のことく
是を此者の所代とすは呼頃ハ不
養生の報は絶をつゝしとそやける

策山殿ゝは又殊更御寄しき心出来
ぬるはいかなる天魔の仕業ゝや福津神
たちゝやさてハもひんいと御寄き
しゝゝこそ殊ゝよ者ん其頃策山殿例
なくぬ心地ゝ御ゝせのひけもは
宮寺の四神は支ゝ名者医師共
ゝ多ゝ召集をすゝ絶ゝ〳〵ゝ色々用
心ゝくのみ外ゝ〳〵甲州ゝ者ゝ
減殺と云者人ゝ其者医を業と
屢其験ゝ他ゝ者ゝゝゝ是を任業
者ゝ活ハせゝゝいと安きゝゝとして彼

滅敵とおさまりけれは其業薬とあ
せ一族は四位九も殺く変せるひ
しとく光ろう滅敵をめく糸惜ミのふ
る舞こなしに出ふ国の中ふとく九
重をろし花島の色ふも高ふもひろ
もつひ語ハせるふ殺は古の道後ろ例も
し出つへ一走さへといとけ一ろ
るとやうく世ろと世少へつる又此
滅敵ふ使ろ内し武田信頼へ高ろ
伝入をられ一ハ伝蔵は我ふなりきは
いろふ敵別しろ武田の四係方とな

伝ろなん　徳川滅田の両将ハつふハ
計しふるをふへは捕ろ失ひ一ハ
けふ成能せんふ如ろは
徳川四頭ハ其伝蔵ふ捕ろなんとす
つふハ事は四位宮のうちもて去ぬき
人の妻とれ一ろへきろ必敵ろけへ
ろく思四係文を伝ろへし伝ろ伝蔵を
敵別一四係方ふつけきへきなりとふの
ちろ滅敵田別へ帰ろ急き勝頼ふ中せハ
勝頼は海ろ舟を得きる四位しろ
早く自筆ふ故羽を書ろ滅敵よて

授ける
人々今度滅致よ信繊さまざまの御沙汰にて
共に何れも思ひ々候を陽靡
味方の中にもめでたく諸侍を招き信長と
家康とを討んとのたまひけるハ
家康の不興ハ中々に及ばず信長の不興
の内何もよろしく候よ御意に一つ
新恩としてきこえけるハ次に
葉山殿とは幸郡内の小山田と
中に大身の侍左衛門妻娘を鍋居
かくては彼の妻と妾として家に

へくは信家同心の内一左右はかく
葉山殿とは先立て甲州へ逆心
申上候処一存のお送り申来り
おそらくは謀反
かく迄に滅致より甚々のお寄せは
葉山殿よりは怯みぬる事 大方なれば
滅致は是よりても双方より金銀錢帛
贈り得しものなりしを 甚だは
何方へ逃失しかやりかへと知らぬは
けれど 葉山殿と浪右衛門母子の幼年なる
此の中にも兄の跡を継て信家君へ申さと

めと成給者也は月日をとをしのゝ
ちの勝頼先きゝ甲州へ迎ひ山田の
妻とせんとやこゝ出る姫一さい
後室の用意内こゝろせゝひゝる家ゝ
信長君の小の方ゝ仕る義門公兄弟女之
内ゝ其一人は梁田源四郎殿の家人原瀬
源蔵の妻となり妹二人の一人名ハ城
琴と云ハ第山殿ゝ宮仕ゝ以琴と城
殿とゝ以親ゝよけしゝ仕るゝも満なく
仕ゝ居ゝる其妹は又小の方ゝ宮仕ゝぬ
第山殿甲州ゝ迎ひ出せゝ

其用意急ゝ出せゝ此琴姫きゝ
思ひゝ常ゝ秘蔵ゝ名の底ゝ
交箱内ゝ其中ゝ沿ゝ色ゝ物者と
宮ゝいゝ

徳川西勝と討ひ出ゝ云ゝ
織田

のみ見ゝ者は大ゝ驚き其勢ゝ
ゝく色ゝ者ゝ早ゝ其ゝ妹ゝ告ゝ
こゝ大事ゝ者ゝ姫ゝ急き心ゝ方ゝ
告ゝ出ゝ小ゝ方は此姫ハ姫恨ゝ
ゝ者ゝ父右大臣殿討ゝ出ゝ
涙ゝ流ゝ泉ゝ源ゝ

陰陽師へきよ問しとゝ〳〵信濃守の恐き
ゆゑ〳〵ゆゑも薬山殿の四なきゆゑ事を安く
四文ふうせのゆゑ父左大将殿の四方へ寄ふ
きもうのゆゑ

一 薬山殿悪人〳〵〳〵宗殿と吾身の
中を仮こ濃〳〵〳〵不和〳〵
〳〵〳〵

一 我身姫たゝり二人産生ハ何の
用より云ん大将ハ男子こそ大事
なれ妻殿多たゝ男子を設の人
〳〵〳〵薬山殿迎めふたり御祈り

家人日四大和ゆう殿を以おゝ
宗殿妻よせらまゝ〳〵

一 薬山殿甲州の唐人医師減と云
者と妻をせらも到是を使と
御祈〳〵一味〳〵宗殿と中を四
一味とせんとすゝ〳〵

一 御門徳門西門を以〳〵宗殿六
父の不頂の上小御四家不頂の
出家をせ薬山殿を使小四山四と
云伝の妻とすゝ〳〵し物ゆゑの紀行文
を書〳〵薬山殿へ送〳〵

一　宗門に於て物忌き不可なり
物忌とは小法師とも女を我
用ゆるなり其教一切女の我
に入れざるなり

一　宗門に酒を飲ずして
けり附嘗その業を
酒さを思きしなり其酒を
教一切なり

一　宗門に高僧よりおのれ
法師を尊ひ今日穢物なきは
此法師より生ずるゆへなりとなり

彼法の前に縄をつけて力草と
やよ結付馬のとなれなり其法師を
引教しなり

一　陽物の文のかりとは宗門まて
一体せしなりとは八法行にして
をめ体方よりへしとのの心へ
少神の酒一切きは赤しは黒小
紙一切へきりやとなりへ上
なり

右大日経供酒を以後一大歓喜四小
一体と少のひとやしきと大事なり

いと深く思慮を回しけるにや　六月十六日
には　徳川家より織田殿へ以馬献
らせらるゝとて　其使には酒井左衛門尉
忠次参りたり　信長公忠次を閑室に
招き小の方より参りたるといひし消息
の趣を尋ねし　信康の武勇は比倫
なきまでなる若者なりといへども暴虐不仁
の性質なり　凡不仁にして淫暴なる人
の国家を保つへきにあらず　万一此人陣中の
大敵に誘はれ敵に一味せんは　蕭墻の
中より禍を引起し　勇と共に大事に

及ぶへしとて　彼消息を取出し　一條ごとに
自ら読ませ給ひけるは　記したる
事の実否を問はせ給ふは　忠次聞りて其を
ことごとく一々に故に淫暴なる事に
誤りなしと答へ（大久保が為に十二條を十條迄読て父に背く[illegible]と謂り）
叶ふとは力なし　誤れなし　信長公
徳川殿にて　信康を　忠次の申す所
の如く　三郎殿は武勇絶倫なれども
父上を侮らせ給ふのみ　世の評判せられ
るも　驕慢にして淫乱逸し　極悪残忍の
事のみ長じて　御役の[illegible]を罪ひ

らまさる汁のとはいへば結句今云耳小
遠しい御しをは寵籠のやく恨を忘れ遠く
百年るるもいはんは四年に忠懼怨恨
しく一日も安んぜる者れ一いかさ雨
虎を畜ふの為也なきさよ世にも也を
縁門の為なりく汁しいの一と思ふしく
思ふせりは忠次は清盛重盛の死後を
又古原忠仲の妹君なるそひしまを
神君の御面前なりしは
所業なるおわそ肩を並る者れ一忠次
分よりは清くト寵くなるは信長公と

信康君の死を命せらるる迫のるるは
乃ち御ふさを忠次第し信康君を恨み
奉る事と多うしう事の此事に成
順世しく帰りしとそきさ（げる　古原新編

清盛
盛年

按ずるに世の俗説に信康君少年
にて極厲の大将也（岩）光秀は大城
亡林の如く職を罵りうしるる酒井
忠次大久保忠世は常に怨をして以
の為寵籠の如きし思を以て信長公の
仇を幸に禍を釀一なせ一と云又

一説には忠次二番目の方より拾ひ上げたと云
女房衆には二十人ばかり召しと姿色
せるを撰まれしの宮仕せをと命じ
己が国の御しなさんとしるし小八方小
婦渡し彼女房をヤ浴り家の内に
寵愛せり二番目の方小
小しき方忠次を恨小恨みをなりし毎夜
忠次を寄くしきりに召せもの忠次後の
罪を深んるを思ひ思深をなし
如何なりしも云はば忠次の不審なりまし小
以下略 姑南次をなる浴しく後考小

御

信濃若槻山城主害付幸岩報害
忠次之事

酒井忠次は長篠の御下を見給ひ
ものと家康は思ふ浅松よりて瀬田城
作らるかとこうは　神君大よ聖ろ
ひ尾角の山岳もなりしいい
異定のひけん八月御小信濃者を長篠
より大須へ移りたり
神君西尾の御（浜御）より七日小長篠
浜へ出らるまで城門岩く堅固を命せらる

九日信康君を大浜より遠州堀江の城に
遷さる十日には同所二股の城に移し
大久保七郎右衛門忠世に預らる忠世に仰せて
山林僻郷へ落し奉るへきよしとの
旨なりしかと忠世其心を得さりしか
又思ふ所やありけん密に隠匿して日数を
送りしかは築山殿には去畏ろしき坊
主にし奉り内々へきよはからぬ八月廿九日
野中三五郎重政に築山殿討たしめ給ひ世
よりて命せられ白岩栗山中根と云所
侍二人を添られき重政は小藪村に
おゐて討奉り遺體をは浜松の西来寺
といへる禅院に葬り奉りたりき法の
名は西光院殿政岩秀貞大姉とそ申し
後に延宝六年百回の忌辰に当りける
し時寺領をも増加へられき清池院殿と
改られしかと大樹ちよりては猶西光院殿と
申したりし

大成紀[illegible]を村越茂助直吉とし編年集成には[illegible]石川太郎右衛門なる人とし
野中重政か家譜の説[illegible]小藪と同し家譜の説[illegible]
今是に従ふ[illegible]重政築山殿を討て帰り其由申上けし
女の事[illegible]討死しかと[illegible]重政大[illegible]古郷を[illegible]村に
蟄居せし[illegible]

平岩七之助親吉は信康君の
御傅なりしは心えぬ[illegible]浜松にて

よりて家康には北條氏の方へ有らく
失ハれしと聞る御父子の御中にも何の
御恨有らくも思ひけれ信康の御へきし是は
偏に讒者の致す所なりとて甚御気色を
ハいさゝんには御後悔をもきさに遊はさるへし
論ある所親吉平須御浦寺の役下
ゆひしには今家の罪を親吉一人か身の
上とせしまゝ進みて某か首切りて信長下
よりきをかへ信長公へ出ハし某申
山は信康かうちまでもれく信長の御疑も
なきか絆やかて御へきしく親吉か

首を召さ給へくかしと申し
神妙る君あさ思し信康か従反の此へ実とハ
思ハぬなりり君も我今乱世に而て大国の
中に小吏法も頼む所は信長の助のみ也
今日彼助を失ハゝ我家亡ひん事の明らか也
出逢ふる所さしは我父子の恩愛の捨
難さよ累代の家臣を亡さんは子我
愛ある小身を絶らく先祖の御霊の思ひ
よりせぬに似たり我如くを思ハさらん
まはなきとか罪なき子を失ひく親ほを念を
取らへんとは思ふへきに又汝が首切て信康か

首つらせんずるの付けなりは汝ら諸人
伯耆へ〻と云へども伯耆とても猶可殺
者也へ〻汝ら首まで切る我相無しまん
と念仏一汝の忠の志は何ぞの世に忘
へきと所源〻申しかるは親吉云〻
中也は朝と申く声も惜やうに泣き
せり（重書に伯耆は大変恐怖の様子なり偏に泣く様）
是後の儀八坂十二郎多伯耆の義に
なるべし一説に三人の人供共なる新らる撥
方へきまるは彼まは伯耆者は四国なる
へきまと定り九月十日天方山城守恵経

脇坂中務義正成二股の城へ行度し伯耆
伯耆へ伯耆者面人小西ハせのし今文伯耆
中屋敷へ出と云へども我儲なし
勝頼と一緒也と云ものハ是ハ思ひも
よけぬ事なり付けるのみハ我死後なるも
父上へ汝ら〻〻少へ上ると云ふ
申ひ〻ハ山城守と中務も甚成ハ某ハ
一刀よ〻ると十三ハ伯耆者
いと嫌しけ小者多ひ人ハ世の思ひ
ものし〻と伯らるし潔く自殺
別深なるは不諸頼もと伯耆者

御姿見んとするより冤と共にし仕る鬼も
殉りの御備体し さまに仕洗み給ひ御ひて
子をせし中られ山城守殿には
菩提の經も読入御菓子兄者の追し
しけり 御介錯を勤む（此時の刀は村正なりしと云）
山續きし小松林の高室にらく火葬し
騰雲院殿達岩宗道大居士と追号し
御葬送の儀に営く山城守殿法松へ
ゆかり有し柳一こまかくしては
神原文まことのも室八代藤平八郎
柳原小平太殿は殉りの御供八したるに

三軍しを推く勇氣ことを撰て果て御前
をも憚らん声をたてゝ泣給ふる柳原
七郎兵衛清政八歳の殉り頭をも返し
弟小平太ゐ許に與き居せり（時慶長十九年甲寅 [illegible]）
（[illegible]）
子は後に御寺を営ませし清瀧寺と
称せられ法名を與へ給ふ清瀧寺殿と
中すとぞ 大樹寺にても常法院殿隆岩
長哉大居士と申すとかり御職も儀に
廿一歳に渡ゐせらるまし父よりも勝りせ
わが心經の御武略なりしも出家の化教も

推なめく慣しまゝ忘れぬ者とこそ

備前守藤原頼邦卿
家譜 十六男 初名

按るに伝聞者の説は実に止るを得ぬ説なり出しるべて
今世俗語には抜晩幾情しく
流とゝめ以て父の遺情に背く異
業後賢愚の別を顧ざるべきなり初後
其付の盛衰の組織量りなきをいと
うしこれ 英後侯邸主義市の第に在
附兎と云ふ小主義とるの首を討る
うしやと作るを天方山伝ちゝ

仕へ大に思ひ給る通電しく
言聞山る間抜し年絶く後藤の
英藩邸に仕へとしへり又大賀藩邸
後るく父の中年なりふさりし
しく後る脇侍ふもなる事も以て又
幸若と云者う満仲の事をうなく
なるを以て小なる小其年小満仲の子
英女を郎ホの仲光に討く命を
命をしる仲光我子英女を因年
なりしは其首討く出しける弟を
弟しる魅と以て大久保忠世山と

天方山城守等を召よせて以深厚之
しるの御心世よ中仏へ申し免よ[illegible]用
山と其思召しこそ哀なりけ
りなり　[illegible]

小深酒和賀付之軍記伝

上杉謙信没後其養子二郎景虎と
兄弟相争ひ甲山合戦止付なり二郎ハ
小深氏改の者なり小深と申四八郎者
のなりしは氏改なり二郎勝頼方へ
三郎を見捨加勢せしよと頼也
なり勝頼早速頼也小四郎ようと

沼尻の城山より富永中深常昌太四
小笠原小深治郎ハ都合一万五千の人数
出勢せらるゆなるハ勝頼ハ其夜合
二万の人数を率し駿河の迫津と云
所まで打軍し去年次兵衛尉と少く
大よ戦ふ四郎を四一けるる勝頼の
方へ長坂釣閑斎毎日賄賂を貪り是非
思召の御沽せらるゆ少なきは忽計を
四一謀信の聘を受る軍用金若干
取給一長坂釣閑斎へ縁を求め二千貫
賄賂を送り勝頼へは金一万貫を物

とし其上錦類の妹君を申請て妹婿と
なしおけましハ永く所縁なり御不知
に従ふへし又通信より縁来せし上聘
の不須をも寸地を残さん進上まてへし
京縁に加勢して京都を亡しなからは
此恩永く忘れ所へからすと申送る長坂
跡部両人急に二十両宛の増給を給ひ
信玄公所在世に至中の借給指なめ
深く合せと存まして謝く七千両集りは
御に今まて云ぬらさん一万両の金子
上聘の金子へまた此時に入て信玄公にも

優し当代の武威なり情弱表裏
なる小條とは未た切まして京縁は只一味
そんに服前の匹夫なり天の無るを
知らさるは快なりとの古言も此へは
信玄公代一向宗ちへ所縁組して当
此料人をたしかへ京縁妹婿君とせられ
さんハむ当の所縁をもちへしと往く
詞を所に至しらは錦類も利欲に耽り
急に小條と内来を変し人数を引返し
氏政大に憤りしかと初春の事ゆへ
越路は雪深く馬蹄をつみて小條勢

遂延ばしたるなり之命ハ京都の小討手
後切ると失せぬ勝頼は一万あまりなれど
上州の一本槍と謂へ大なる誤り七月小笠
原妹婿を京都の妻として入婿せしは
小諸一家の怨恨骨髄に徹し氏政
朝比奈小太郎泰成を使として演説
使一條頼の不義を責めるに
和睦一変
織田徳川家に媒人
織田徳川と交通せんとの計略
神君所領巡視し九月四日駿河
駿府へ御出馬

神君の妹婿なる小諸と和睦し
勝頼を攻め織田
一味し勝頼一人を押倒さんと
なれは終に勝頼滅亡せ
たとい滅亡せるとも信長の
なくんばなり
中に仕る国とかしる所せ
治安しき居たりしハ流石種男の大将
なりとて少人数なれ九月十三日
は勝頼又一万六千の人数を以て駿州
沼津に出陣小諸氏政と豆州三島に

孫七郎と云へる武士は其由を聞て
小深の合戦の為迫目に出馬せんと
陣屋の内に大須賀康高の二男天神
城外三軍に分て攻寄せ城を攻
落しきらんと討入る敵是を
知て其侍を追掛へんと城を討
出る横須賀勢後詰の勢に敵しかたく
味方大に勝利を得て城を奪ひ討死
其中に坂部二十郎城中別所中根
郷左衛門を討死せり久世三四郎ハ敵若干
討捕る一人の手は敵を射殺し
其矢松樹に中りて立たりしを城兵
驚かせる討なきも皆城に逃入たり
凡廿余日過て天神の城を攻
久世坂部酒井小隼人と共に
討て二名板倉に敗北し
[illegible]
[illegible]

駿州持舟城付浜名退口之事

九月十七日　神君は小深と云る合の為
に遠州懸川へ出馬の酒井
忠次は小山に天神を攻る別し後詰

大河を渡て豫州に入るべしと
謀なれば仙道の勢を見て
変を図るべしと陳ず
神君我心除と泪せり何を食言せんや
とて雲を師馬を進めるべし忠次又ハ
某は勢を見て一歩の変を計るべ
しと強なり　神君十八日の田中城を
たりの見て海を泛し二日に陣せら
十九日は松平甚右郎家忠牧野右馬允
松平周防守康親を以て持舟
用意して書に中国に三千余人と伝聞候
一騎も後の強に国志有之候由被仰候
の様に取り成す
城附二浦を郎義境向井伊賀守勝政
を少しも居せん防戦すると云へ
共大水の成る力攻して牧野の勢
一番に乗入れ周防守酒一の郎を
居田伊賀の元親城附二浦を討取一色
左京義堯先頭の勢を蒙り周防守
縋下に寄食せしに伊賀ハ二浦の首
を取せ此首を以て一色へ出し示せしめ
しハ一色の少勢を以て免れ伊賀の
情を察動の称賞ハ

松平甚吉郎家人尾張守年年攻討死
城は息子新吉郎
神君吉田の軍勢を進め由井倉沢
まで焼働せしめらる 勝頼八幡原陣
新城を築かしめ 陣地のよろしきを
して居たりしを由井倉沢放火の煙
見届ける 前田の地下人来りて其由
注進 信長元人の中まで出せり
言葉を申けるは 小源
徳川中合せ お捜して勝頼を討んとす
小源太関東八州の大将たり

徳川は海道一の弓取なり 此度人数
前後を敵に合戦をなるべし 勝頼の旗本
なるべし 去なりふ氏政は大方合戦八
しかやと申 徳川も勝頼の旗ふと
少しは強なるまは前田一と徹敗
なり 大云 小源方使者を以て
申 一は海八前に合さる 一は
徳川八人数強州に乗入て打出の指を
奥前 一は由井倉沢まで焼働
其陣 一は桐先 中 に勝頼八
徳川と戦八 小源数の大軍と

一戦遂ニ敗北ス　英雄川を渡ル　此方ハ四戦
ニテ雌雄を決せらるべきと又勝頼若輩
川を渡ル　勝頼ハ信玄ハ若年
御身ハ如何ニ遠ル事ハ信玄を定る事
使者帰り来り氏政の返言を申ハ
我ハ頂分用心の為ニ出て居ます
いつも文を合戦を出ましょ此
徳川との四合戦ハ信玄ハ
るかなるは勝頼ハ氏政ハ家臣
五十ニて思ひつもと大小勝り負けり
共ハ出陣る言坂源太郎　御意奉

父子三千余人ハ信玄ハ小原の押ニ勝頼
出る　徳川勢と一戦を遂んと進む
する　長坂源太郎　長篠ニ長篠小
血戦る早らせもひく大敗を而も
今日ハ浮浪小原第四ハ一と中を
此夜人の中ハ内ハ吉悪是此を探ハ用る
勝頼ハ出ハ敗ハ河内ハ信玄を
時刻を後ハ年刻頂ハ大西頭小
陣出ハ富士川ハ勝頼ハ信玄勝頼
怒ハ月ハ一番ハ遅ニ遂老ハ馬を
家入ハ見ハ一万二千の軍兵ハ

行はかしるためらへへき一方の味へ
く押渡らんとするか歩卒溺死者原
者若干なり　徳川勢は付は伊勢尾
ア津へ入た和大久保忠世の援兵清
源寺の湯城後と云所陣所なり其
所と渡をし　神右衛門は付ものう
迷家へ〳〵勝頼を討れ〳〵と伝
ふるを石川数正大須賀康国田中の
惣を後より急く攻北より織んの紙
へふれと漂く為枝の稲を刈ひを
大須賀と松平周防守と後援より

大井川の上伊呂瀬を渡く左刈の
地へ〳〵は酒井忠次は兵を率て渡
ア和へ〳〵は付ものう後援に勝頼
安部川を渡く須味方為軍何ものと
なく強勢に大久保忠世の軍津ア
大挑灯をるく年の人ふ結ひ立て
ふくらう軍をし迷へ合戦をへきて
乃軍津の御城ものよりたるは
為軍をまるく為り馬後紙を後く
合戦なよ伊呂を渡たり勝頼勝
為為為く長延へへ為へ

徳川勢は今川勢に押し寄せ、両軍合戦となり、
多くの人数も死傷し、敵味方共に長篠城を囲み、
攻めたりけるが、長篠城は堅く、河城にて
陣し、　徳川を伊豆国へ追放したるの
国々の諸家なり。駿河の国は武田大軍
徳川をさへぎり、西は信長大軍
なりとも一人として合戦はせず、
へうたる今日　徳川を対面し、三遠を
一統し、明春尾州へ移向せば、信長の
滅亡と二家を恐れ、敬ふ者を仕分
徳川を北へ追ひたるの時、信長の使の
なりと称して流し、女方甲州へ引取り
氏政は高坂源右衛門尉大将小幡
山城守宮を召連れ、相州へ帰陣
神君は信長の帰陣を聞き、十月朔日
より浜松へ御馬を納め、
甲陽の説は遠州の説に比べ、
八年と云ふ説は誤なり
今川氏を養育し、遠州の軍
今川に従ひ、氏真は小田原へ逃れ、浜松
来りたまへば　神君は喜び、
遠州の侍衆をしり、直参

洲鞍の朋友多くは彼地に赴き
なんとかきうと京洛の方小御細せしうく
浮徒ろ〳〵又須賀なる作り事
神君若松と四好を結ひ氏さ人は
雲州に帰せし後こと彼地にて
うひ十月九日浜松城に招きひ給ふ
をこし餐応しうく而仁心を繋うし
るなりうと氏さは中近もれ一乃至
感銘せきうはなし此うち九月末に
武田勝頼小うる天神小守無交留せむ
ときく是記毋後せる相木市左衛小上郎士

数十人乃右も彼大河内俊愛の小子
江馬右馬允横田甚六郎を監軍として
出し十月十九日　神君若宮川城へ
入らせ給ふ此一日大須賀康高は川上村
に至る天神の城を軍し坂部
二十郎久世三郎左衛門尉の
勇戦奮ふ城兵の首七級を得たり
十一月七日は榊原康政の家臣滝坂
伝兵衛を設置甲州勢の来るを待ふく
急に討ふ甲州勢四人ようよりに
大に敗走せる後出陣しく浮士の首

首級討ル小笠原右兵衛尉長時ハ敗走シ其一ハ
大須賀ニ帰ル又川上村ニ帰ル天狗の
城ニ籠リ戦ヒ久世坂部美濃守ハ
氏家全次郎四郎兵衛尉黄石兵衛等
ニ名ヲ出ス名ヲ出ス名ヲ出ス又猪俣の田中ニ
出陣シ其六日ニ天狗の城ニ入ル
ケリ

徳川勢松平ニ敗北ス

ヲ始諸将ハ猪俣の城ニ出陣シ信長ハ
思ヒ入ル戦ヲ交ヘ信玄ハ安川ヲ越テ遠州ヘ
入ル

大成記

編年集

天王馬場軍付遠江坂軍ニ事

今年ニ合戦の始ハ年の矢ハ射ル
ハ光隆ハ天正八年庚辰ハ
正月廿日　神君信玄の上洛
ハ
二月十六日ニ天狗の
城ニ天王馬場ニ出陣ス大須賀
康ル中村の城ヲ攻ル軍ヲ遣テ合戦ス
例ハ如ク久世坂部美濃守ハ
氏家全次郎ハ屋ニ合戦首級
ヲ得ル朝多平郎ハ原兵衛山忠部
日ヲ山ニ攻ル軍進ス朝多ハ人数ヲ

的場出張を命ぜらる味方の山貫松下
[illegible]を率ひ繰り此日須松へ須を出張
神戸右七人日須松を所出馬ゆりて天神
の西嶽大坂之井山を修理せしめ中村
社若を改築し田中の若をも築つめ
同二月五日に至る天神を印巡見ありて八日
須松へ帰らせらるる扶丹の城は先月
改築なしといつも地理ならざれば
味方陣を[illegible]を備新兵衛[illegible]
[illegible]氏秀を命ぜぬ二月朔日
又須松を出馬なり三日豫州田中の

城を攻らるる日前沢の下馬苗を焼き
五日は田中の麦を刈らせる恵軍を
引返しなるとなく持丹の城を矢部
治部太郎味方の退口を食留んと討
おたり石川伯耆守後殿なり味方の人数
遠目坂を下り終に返し安芸
兵十郎西沢を[illegible]矢部治部を
切り[illegible]松軍[illegible]
七人[illegible]を始法[illegible]大返しよりて[illegible]
城を敗[illegible]味方此地[illegible]
[illegible]討死せしの事[illegible]義[illegible]

二階討たり亦朝臣家小軍人を馬上より
二刀切る前一朝臣家監物をも討ル
天皇小麦畑つ手より朝臣家者を
討る敵の殘兵は皆城中へ逃入る
少弼は殺れ牧地の城より帰陣
けり後と　神君御自ら陣を馬を
或時は言天神の外郭を破せしめ
ける時は城色の稻を刈取せ
田中一小山色の稻を刈らせ
大よ國家を七月廿日のよと小山色より
陣を馬をる刈田させりしるよ松平一

周防守家人岩田作重の尚時湯水の如
なり勝敗又甲州より加勢せし少人ゆ
早く帰陣ならしと諸軍
神君御自ら早く大井川を越る
牧地の城へ帰りるに甚色大雨
大井川暴て一滝り又暫時頃大軍
渡るとしいとも
少弼陣の深ける
後悔ありまてとしたる
首と成敗仰の敵なりは大成記基業編年
他一基業色用八軍了二浦左郎甲州
後ける編年は
周防守家人

二月天神　城兵浦援干甲州自笠原

秋より引くは言天神の守を墨部相木
国寄しと合連署をいろく甲州へ注て
けるは　織田　徳川乃武威強者より強く
なりまては南部も秋山伯耆こまり者侍
濃州岩村田城信長へ城をもてもて奥
はを討果さるへくいつの中より甲斐武
信玄なきもの者を大敵ひ川元ひさるへと
有しよ　堺田茂助一人かよ武田を捨て
中立ちしは今度甲斐武田言天神へ
後信の御は是甲斐へくい其子細ハ

たと甲斐武田ひ強をおさまりても南ひ
の元ひ川元なさるへ計ふ城をは山信
をくいと又例のやく城を山元なさ事へ
との事よひく
陰甲斐信長の大軍をしおしーーへくい
其時は陸方又く大敗軍となり武田家の
武威滅亡　織田　徳川乃南部まく
今を合をもて敵へ和を通を強ひて働きは
海を百切ーーー小原真府甲州郡内上野
信濃へ働きいろく出く出く数大事之御国
徳川今せろく出ろく出の大事を敗と

元ゝも海道一番の弓九
徳川の居城へ上道五六里隔りし三河国へ
番ゝ為ゝ為ゝ今は指揮者者共ゝ
此所ゝて者ゝの為義の為ゝ今を為さんハ
ゝ何時を待へきゝ
へきとなゝは割腹をしさを月日を為
せゝゝ浪宮坂ゝゝ少勢を見せゝ八幡
切ゝて出ゝゝて十ゝ九ゝは生て帰ゝ出ハ
ゝ家ゝ家ゝ保ゝ長ゝ様ゝ仕ゝは増ゝ
後詰を待ゝ切ゝ出ゝ討死ゝゝ
面形ゝ成ゝ光ゝ

後詰なくゝゝ為ゝ切ゝ出ゝゝ
為ゝ郎ハ法故を切腹ゝ帰ゝ仕ゝくゝゝ
事なゝ物頼大ゝ盛ゝ為ゝ郎ゝ祖父
後詰四倍中大勢ゝ長ゝ信州上田原ゝ
討死ゝゝ子十ゝ歳ゝ為ゝ母ゝ
三州長篠ゝ討死ゝ父ゝ実父原ゝ
田州ゝ長利支天ゝ八幡ゝ
侍士なゝ今為ゝ郎父祖ゝ為ゝ武士
年ゝ後ゝ世七歳ゝ弓矢ゝ
者ゝ我ゝ為ゝ忠ゝ
なゝゝ盛賞大方ゝ長坂源郎ハ

長篠より後は以来と打遣し畏縮
したる評議なりしなり言天神の
後陣は後詰なりしたく左兵衛督殿
也、如何なる事ぞと言天神を
敗北は世上の批判いかなん去らば
東上野後巡見し小幡の一ツ二ツを攻落し
甲府を出馬し大胡山上信濃の
堀く巡見し侍大将を強たりと云させ
諸勢来れるく信世し如何なる為謀
なりや脇の堀へ攻付所は堀を乗越
この程勢を見る東上野の城し残なく見て

強来れ父信玄はやはり又は昔の義貞
義貞ようしく来れの堀攻と云ハ来
ぬも及ハぬを掘なり後詰は出ぬ神将
なりと世人敵を欺き我少小深家滅一の
高名松田尾張守憲秀ら長坂釣閑斎
能登守豆州戸倉の城を守りしに此者
資性貪欲云道の佞奸人なれハ信代
を変ずる我儕く怠る心を驕し後詰
不絶を求め十二月上旬後詰後来豆州
を入れ先々我動んとく堀を固後詰
後詰大ゆく戸倉の城へ信州せん方

海賊小新六郎を誘て義を堅たり
徳川家康はこれを天神城攻に
助勢坂本の軍兵を大坂山に集め
六郎小新次郎設け日夜より天神を攻る
同月廿二日御国攻より摂津として長谷川
藤六郎西尾小兵衛を始る諸侯平野
表ちしの時攻の法柵を九重しめ
[illegible]
甲陽編年

一天神城攻

果なく年とくれそう天正九年辛巳小
移りぬ一天神城名張兼ねて果たり

甲州より援法ハ為ハ城を捨て切抜
ケんと思へとも城下の法柵為をもって
翼なりまたは多勢を接おつまし振るれく
を退寄よ移りぬるの時大久保忠世
守たる林谷口は一言山源谷有り来よ
六郎兵衛川筋の城南小大坂横須賀の
城居り　神右横須賀の市津を
法をは忠世を我勢を繰る守兵六郎を
意たり城中より出口守兵少況を知て
此口より切抜ケんと思郎丹後長保横田
甚右郎尹松　相木市兵衛昌朝始兵衛の

遂に出でしも今夜二度の須二はよろこび
切て出でり忠世の子平助忠教小守無
六歳より十九歳迄の間鎧の
下に平助は是非出陣を願ひ一番人
切多と思ひ首を取るはよしと十八歳なり
（後の澤田）
樋口は敵の大将なり遠江に大久保と
大須賀の柵を破り甲州へ之帰陣
殿様は石川長門守康通と足助鈴の
守信重へ切て掛るとの二番人
石川の御番を小一郎二番人教忠
殿を論り死者多少ありしなり

殿様は桶間を突て出んとせるに南多
平八郎を居て敵を遮ぎり附全曲輪
より遮ぎり討たるに小曲輪を出て
（後日の澤田）
大須賀之助平助を討
久世三郎右衛門は鳥居伊豆守を討
孫六郎（後丹後守番長）的場曲輪を殺
十六歳松平源七郎康忠は大の槍を
脇に抱て松平三郎の家人板倉重宗
勇戦して力戦一番に敵を討
大須賀の屬長坂弥鷲山源兵衛下方
ちまた侍者ハ一先より先

神君ハ天神ニ成ル様せは故必ず安堵ハ成ル
ハしと内義ニ家ニ伝成と其后源郎重忠
を安堵ハ出さるもしらす果しらす成り故
十三人討死たりしとして源方ハ討死首
七百三年級様ニ成ル成るハ石川伯耆守
様ハ入ル小笠原兵八郎ハ武田ハ降参せ
日ハ石様ハ入ル戒名ハ大江内
源三郎政房を捜し出し降参ハ付し
出るもハ　神君ハ年の頃若と哀
なし刀脇ニ成ル人ハ限りなき様小五郎の
地をハ揚りきし又忠世家人ハ名忠世ハ

様兵ハ石ハ出を生捕たりもハは元川
乃家人ハ　神君ハ幼稚なれ今川ハ
なる間しハ成る様も脇ハ成れを振ハ
三河の時ハ以来果たりと罵り其後ハ
武田ハ降参しハ常ハ以敵を成ハ
人数生捕とならしハ多石ハ昔ハ
我ハ敵果たりとせ一ハなれハ我ハ
用なき者なりとハ謂せハ小栗又一は
名ハ名ハ人数ハ死者生捕者ハ
少勢ハを免さる様ハ天神ハ様ハ
天正二年小笠原兵八郎ハ降参せ

よう今年小初り八年の間大須賀家の
横須賀より若く日し迄く改義し光名世
坂部 酒井 板倉 松平 本多 を願ひ御しう
今日御より改義し奴冒
神君家康様へ凱旋御しく大須賀のをとうめ
数年の御改今貴の戦功を賞せらるる
名号を御しく智度新へ立御うり体名
しけりとなり（此二條原本書き忘れ後年追加の故也）

改正三河後風土記巻第十六終

愛　知　県
1103266558